

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 2019年3月期以降の年度決算における改正事項

2019年3月期以降の法人税申告において、留意すべき主な改正事項は次の通りです。

法人税率等の改正

税目	区分	2018年4月1日以後開始事業年度	
法人税	中小法人	年800万円以下の部分	15.0%
		年800万円超の部分	23.2%
	中小法人以外の普通法人		23.2%

税目		2019年9月30日以前開始事業年度	2019年10月1日以後開始事業年度	
地方法人税		4.4%	10.3%	
都道府県民税、市町村民税		3.2%、9.7%	1.0%、6.0%	
事業税	外形標準課税適用外法人	所得割(超過税率)	3.4%、5.1%、6.7% (3.65%、5.465%、7.18%)	5.0%、7.3%、9.6% (5.25%、7.665%、10.08%)
		地方法人特別税	事業税所得割×43.2%	廃止
	外形標準課税適用法人	所得割(超過税率)	0.3%、0.5%、0.7% (0.395%、0.635%、0.88%)	1.9%、2.7%、3.6% (1.995%、2.835%、3.78%)
		付加価値割、資本割	1.2%、0.5%	1.2%、0.5%
		地方法人特別税	事業税所得割×414.2%	廃止

賃上げ及び投資の促進に係る税制（2018年4月1日以後開始事業年度より）

区分	判定項目 (※対前期)	中小企業者等以外		中小企業者等	
		原則	上乗せ	原則	上乗せ
適用要件 (①～③は必須、さらに④または⑤を満たせば上乗せあり)	①雇用者給与等増加額(※)	≥0		≥0	
	②継続雇用者給与等増加割合(※)	≥3%		≥1.5%	≥2.5%
	③国内設備投資÷減価償却費	≥90%		なし	
	④教育訓練費増加割合(※)	なし	≥20%	なし	いずれか一方 ≥10%
	⑤経営力向上計画の認定	—		なし	認定あり
控除税額	雇用者給与等増加額 × %	15%	20%	15%	25%
控除限度額	法人税額 × %	20%			

欠損金の繰越控除制度の見直し（2018年4月1日以後開始事業年度より）

改正項目	中小法人等以外の法人	中小法人等
控除限度額	所得の50%	所得の全額
繰越期間	10年	

お見逃しなく！

中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、商業等活性化税制は2019年度税制改正により、適用期限が2021年3月までとなる予定です。